

## 雇用就業対策に関する提言

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 総合的な地域雇用対策について

- (1) 安定的雇用の維持と地域経済の活性化を促すため、緊急雇用創出事業を継続・拡充するなど、雇用対策関連予算の充実を図ること。
- (2) 若者等を取り巻く雇用情勢が依然として厳しいことを踏まえ、地域の実情に応じた雇用創出及び求職者支援等の雇用対策を充実するとともに、都市自治体が実施する雇用・就業対策について財政支援を講じること。
- (3) 地方採用枠を拡大する企業に対する支援の充実を図ること。

### 2. 高齢者の就労機会の拡大を図ること。

また、シルバー人材センター事業について、十分な財政措置を講じるとともに、就業時間の制限を緩和すること。

あわせて、地域の実情を勘案した適正な事業運営のため、所要の措置を講じること。

### 3. 女性の就労機会の拡大を図ること。

また、働く女性の出産、子育て、職場復帰等に当たり、経済的不利益が生じないよう処遇の改善を図るなど、労働環境の整備を推進すること。

### 4. 子育てをしながら働き続けられる職場環境づくりを促進するため、事業所に対するワーク・ライフ・バランスの啓発活動を強化すること。

### 5. 地域若者サポートステーションについて、委託期間を複数年度に改めること。

また、地域の実情を踏まえ、事業実施に係る費用について十分な財政措置を講じること。

### 6. ふるさとハローワーク（地域職業相談室）について、廃止に係る基準を緩和し、設置の恒久化を可能とすること。

## 7. 東日本大震災関係について

- (1) 震災等対応雇用支援事業及び事業復興型雇用創出事業について、平成 28 年度以降も支援を継続するとともに、予算の拡充及び事業要件の緩和を図ること。
- (2) 地域で働く意識醸成やU J I ターン促進に向けた取組み、新規就業者に係る研修等に対する制度の構築・拡充など、地元定着を図るための支援策を講じること。
- (3) 新たな企業誘致や雇用機会の維持・創出を図るため、被災者雇用開発助成金等の助成制度について、支給要件緩和や支給額の増額など、支援内容の充実を図ること。

さらに、従業員確保のための新たな住宅確保支援策や県域を越えた雇用確保対策など、被災地域内の企業への就労を促す新たな施策を講じること。

- (4) 被災地の労働力不足を解消するため、高齢者及び女性の雇用機会の拡充をはじめ、労働者受入れに向けた職業訓練、建設、介護及び水産関係の就職促進や教育訓練など、労働力確保対策を推進するとともに、財政支援措置を講じること。